

## 環境省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
43	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	動物収容・譲渡対策施設の整備に係る補助金交付対象の追加	環境保全施設整備費補助金のうち、動物収容・譲渡対策施設整備事業に係る補助金交付対象に、県と市町村の共同設置による整備事業を新たに追加することを求める。	<p><b>【支障事例】</b> 大分県では、大分県と大分市(中核市)が共同して動物収容・譲渡対策施設を整備している。 事業費は大分県、大分市が各々1/2を負担  <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度 設計業者選定・測量</li> <li>・平成29年度 地質調査、設計、建設</li> <li>・平成30年度 建設、供用開始</li> </ul> 大分県及び大分市がそれぞれ独自の施設を整備することは非効率であるため、施設整備はもとより運営についても県と市が共同で行う方針である。 この方針に基づき、施設については区分所有ではなく持分1/2ずつの共有とする計画であるが、環境省からは、共同設置者の双方が施設整備に係る補助を受けるためには、持分が「物理的に」区分されている必要があり、不明確な場合は一方の自治体しか補助を受けられないとの指摘を受けている。 現行要綱により、県のみが補助を受けることとなった場合は、市の負担金をその他の収入として事業費全体から控除する必要が生じ、補助対象経費が大幅に削減されることとなる。 獣医師の確保等が課題となる中で、地方の創意工夫によりコスト低減を図る共同設置を案出したにも関わらず、単独設置の場合と比べて不利益を被りかねない状況となっている。 </p>	<p><b>【効果】</b> 動物収容・譲渡対策施設整備に係る補助制度が充実することにより、県と市町村による共同設置が図られ、地方の限られた財源や人員を効果的・効率的に投下することが可能となる。</p> <p><b>【計画概要】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度 設計業者選定・測量</li> <li>・平成29年度 地質調査、設計、建設</li> <li>・平成30年度 建設、供用開始</li> </ul> </p>	環境保全施設整備費補助金交付要綱(平成9年7月4日環自計第208号、環水規第241号)	環境省	九州地方知事会	大分県提案分地方創生	北海道、岩手県、青森県、川崎市、豊橋市、高松市、松山市	※提案募集を提出することについて大分市も賛同  ※民間有識者の意見を踏まえた「おおいた動物愛護センター(仮称)基本構想」により、「大分県と大分市による共同設置・共同運営とすること」とされている。	○当市においては、県施設を活用しており、県へは収容などの業務委託を行うとともに、市保健所の分室を施設内に配置し、その施設使用料を支払っている。このことにより、独自に設置する場合よりも負担軽減となっており、確保が難しい獣医師についても、県・市相互の柔軟な業務体制ができる。この体制の維持・強化が望ましいと考えていることから、国の補助制度の改正は必要である。 ○現在、当市では、既存の愛媛県動物愛護センターの有効活用に向け、既存施設等の拡充も視野に連携協議を進めているところであるが、具体的な内容にまで踏み込まない状況にある。また、四国四県においては、香川県と高松市、高知県と高知市が動物収容・譲渡対策施設建設に向け具体的な検討を進めている状況にあり、中核市直属の施設を所有していない自治体は当市のみとなるため、将来的には市主体で県と連携した施設の建設の可能性も考えられる。動物収容・譲渡対策施設整備に係る補助制度の充実は、地方の限られた財源や人員を効果的・効率的に投下することが可能となることから、本市においても必要であると考える。 ○当市においても、現在、共同で動物愛護センターを整備中であり、補助金について同様の状況が起こっている。
184	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	国立公園等整備事業(施行委任)及び自然環境整備交付金制度の運用改善	都道府県が実施する国立公園内の施行委任と自然環境整備交付金事業の活用により、尾瀬国立公園内の施設整備等を実施している。	<p><b>【現状】</b>本県では、国立公園等整備事業の施行委任と自然環境整備交付金事業の活用により、尾瀬国立公園内の施設整備等を実施している。</p> <p><b>【支障事例】</b>豪雪地域の山岳地帯である尾瀬国立公園の公園施設建築工事については、積雪による作業期間の制限、ヘリコプターでの資機材の運搬による作業効率の低下が生じるため、事業完了までに複数年必要となる場合があるが、その場合でも現状では、建物の基礎や上屋をそれぞれ分割発注させるを得ないため、毎年度入札公告等契約事業を実施する必要があり、契約事業が複雑化している。 また、毎年度の契約事業により、受注業者の作業期間が契約事業がない場合と比べ一月以上ずれ込み、工事の遅延の原因となっている。積雪地においては工期が限られるところから、柔軟な制度としていただきたい。</p>	<p><b>【現状】</b>本県では、国立公園等整備事業の施行委任と自然環境整備交付金事業の活用により、尾瀬国立公園内の施設整備等を実施している。</p> <p><b>【支障事例】</b>豪雪地域の山岳地帯である尾瀬国立公園の公園施設建築工事については、積雪による作業期間の制限、ヘリコプターでの資機材の運搬による作業効率の低下が生じるため、事業完了までに複数年必要となる場合があるが、その場合でも現状では、建物の基礎や上屋をそれぞれ分割発注されるのが、その場合でも現状では、建物の基礎や上屋をそれぞれ分割発注されるを得ないため、毎年度入札公告等契約事業を実施する必要があり、契約事業が複雑化している。 また、毎年度の契約事業により、受注業者の作業期間が契約事業がない場合と比べ一月以上ずれ込み、工事の遅延の原因となっている。</p>	国庫債務負担行為の設定による複数年分の施行承認を可能とし、複数年の工期を要する工事を一括で発注することにより、契約事業の軽減が図られる。 また、年度ごとの契約事業がなくなることで、雪解け直後の工事開始が可能となり、全体の工事期間の短縮や事業費の縮減が図られ、もって、早期の施設共用開始による利用者等の利便性向上が期待される。	国庫債務負担行為の設定による複数年分の施行承認を可能とし、複数年の工期を要する工事を一括で発注することにより、契約事業の軽減が図られる。 また、年度ごとの契約事業がなくなることで、雪解け直後の工事開始が可能となり、全体の工事期間の短縮や事業費の縮減が図られ、もって、早期の施設共用開始による利用者等の利便性向上が期待される。	国立公園等整備事業実施要領(施行委任) 自然環境整備交付金事業交付要綱	環境省	福島県、栃木県、群馬県、新潟県	岩手県、石川県	○積雪による作業期間の制限等が生じており、事業完了までに複数年が必要となっている。 ○豪雪地域の山岳地帯である白山国立公園の整備工事については、積雪による作業期間の制限、ヘリコプターでの資機材の運搬による作業効率の低下が生じるため、事業完了までに複数年必要となる場合があるが、その場合でも現状では、建物の基礎や上屋をそれぞれ分割発注せざるを得ないため、毎年度入札公告等契約事業を実施する必要があり、契約事業が複雑化している。 また、毎年度の契約事業により、受注業者の作業期間が契約事業がない場合と比べ一月以上ずれ込み、工事の遅延の原因となっている。積雪地においては工期が限られるところから、柔軟な制度としていただきたい。 ○当県は国立公園等整備事業(施行委任)において単年度ごとに区間を区切って登山道整備を行っているが、複数年の施工が可能となれば、福島県提案のとおり、積雪による作業期間の制限緩和や、ヘリコプターによる運搬の効率化等が期待できる。